

林野火災に関する注意報・警報について

昨年、岩手県大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が約3,370haとなり、国内の林野火災としては約60年ぶりとなる大規模な林野火災となりました。

湯浅広川消防組合では、令和8年1月1日から火災予防条例を改正し、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」が制定されました。運用開始は令和8年3月1日以降から発令します。

林野火災の多くは、たき火など人の行為によって発生しています。湯浅広川消防組合管内においても、令和6年中の火災の出火原因1位は、「たき火」となっており、野焼き、たき火が出火原因となる火災が増加しています。乾燥した日が続くなど林野火災の危険性が高まっている期間中に、注意報や警報を発令した場合は、湯浅広川消防組合管内全域で火入れやたき火の禁止など、火の使用に制限がかかります。

○林野火災注意報・警報とは

林野火災注意報は、林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際に発令するものです。

林野火災警報は、林野火災の予防上危険な気象状況になった際に発令するものです。

○林野火災注意報・警報の発令基準

「林野火災注意報の発表基準」

次のいずれかの条件に該当した場合

- ・前3日間の合計降水量が1mm以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下となったとき。
- ・前3日間の合計降水量が1mm以下であり、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

※ただし、当日に降水が見込まれる場合及び積雪がある場合は、発令しないこともあります。

「林野火災警報の発令基準」

- ・林野火災注意報の発表基準に加え、強風注意報が発表されている場合。

林野火災注意報発表・警報発令となった場合の規制

以下6つの「火の使用の制限」がかかります。



1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火（花火）を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて町長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
6. 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

○罰則について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっています。

林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

【お問い合わせ先】

湯浅広川消防組合消防本部
予防課 ☎ 0737-22-3128